

平成 28 年 7 月 1 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

「平成 29 年度プラスチック製容器包装再生処理事業者登録」の 申請に関する重要事項（変更点等）

1. 再商品化事業者の入札選定方法等について

「入札制度の基本的方向については、例えば審議会のサブグループなど経済産業省及び環境省が連携した検討の場で早急に具体化し、その運用については、指定法人において検討、公表されるべきである。」とされた。

総合的評価の中身や入札制度については、決定後に提示を行う。

【参考資料 3 参照】

2. 変更点と注意事項

(1) 登録申請書類

1) 作成要領：ページ番号の付け方等で、下記 2 点が変わっています。

i) 平成 28 年度登録施設で、能力増強有の場合（資料 2-3 の書類提出区分②）

平成 28 年度登録申請書類に対応したページ番号+H29 登録申請+書類差替・書類追加+書類提出日と記載して下さい。 【資料 2-7 参照】

ii) 引き取り同意書

引き取り同意書については、ページ番号の付与は不要としました。

尚、書類は、引き取り品目／再商品化製品形態名毎に、様式 5 から様式 5 付属⑤までを束ねて提出することを遵守して下さい。 【資料 4-2-4 参照】

2) 引き取り同意書の様式：下記 2 様式が変わっています。

i) 様式 5 付属③の様式変更

利用能力・利用フロー等確認票（様式 5 付属③）の様式を変更しました。

具体的には、引き取り品目／再商品化製品形態名も記載するようになりました。

平成 29 年度は、この様式を用いて提出をお願いします。

尚、平成 28 年度も付属③の提出を求めましたが、品目等が異なるにも関わらず未提出であるケースが多々見られました。資料 4-2-2, 3 を参照の上、要否を確認のこと。

また、容リ利用能力の記載に際し、樹脂比率や配合率が欠如している例もみられました。資料 4-2-10, 11 を参照の上、記載内容を確認のこと。

ii) 様式 5 付属⑤の様式変更

特定再商品化利用事業者の要件追加に伴い再生処理事業者と利用事業者との関係性（様式 5 付属⑤）の様式を変更しました。該当する場合は、資料 4-2-14 を参照の上、必ず提出すること。

(2) 再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程の改正

措置規程を一部改正した。(改正：平成 28 年 3 月 7 日／施行：平成 28 年 4 月 1 日)
別表 措置規程上限基準を確認のこと。改正箇所は、以下である。

- 八. 再商品化製品の販売関係 (2) が追加された。
引取同意書を提出したが、協会の承認前に再商品化製品を販売した場合
⇒業務改善指示
- 十二. 自社利用関係 1. 再商品化製品利用
(2) (3) が 3. 再商品化製品利用製品の販売から移設された。

【参考資料 8 参照】

以上